



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月22日(金) 第9684号

目次

ページ

告 示

○保安林予定森林(森林保全課)	2
○保安林の指定施業要件の変更(同)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	3
○道路の供用開始(道路管理課)	3
○同	4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	4
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告(住宅政策課)	4
○同	5

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	8
○政治団体の解散届出	9
○資金管理団体の名称等	10
○資金管理団体の異動事項	10
○資金管理団体の指定の取消し等	11

公安委員会規則

○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課)	11
--------------------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 沼田市利根町大原字山口471、472の1、472の2、473の1、474の1、480から486まで、488から491まで、505（次の図に示す部分に限る。）、514、515、利根郡みなかみ町藤原字原2966、3005から3010まで、3028甲、3028の2、3029、3037、3038、3046の2、3046の3、3046の5から3046の8まで、3046の13、3047
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口471、472の1、472の2、473の1、474の1、480から486まで、488から491まで、505（次の図に示す部分に限る。）、514、515、字原2966、3005から3010まで、3028甲、3028の2、3029、3037、3038、3046の2、3046の3、3046の5から3046の8まで、3046の13、3047
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに沼田市役所及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡片品村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡片品村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第76号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成31年2月21日	前橋市	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成31年3月1日	利根郡川場村	法令殺

◎群馬県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

一般国道	292号	吾妻郡草津町大字草津字白根国有林158林班イ1小班 地先内	平成31年3月22日
------	------	----------------------------------	------------

◎群馬県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	安中市野殿字蛇坂2106番の2地先から同市同字同2104番の1地先まで	平成31年3月22日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成31年3月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人RADIO THERAPY MOONSHOT
- 3 代表者の氏名 尾池貴洋
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市上植木本町2651番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、アジア地域のがん・放射線医療に関係する者や団体に対して、医科学教育、技術協力、国際交流などを支援し、アジア地域におけるがん・放射線医療の発展に寄与することを目的とする。

群馬県住宅供給公社が高崎市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤 正 明

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告

する。

平成31年3月22日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井久雄

- 1 高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高崎市条例第62号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が富岡市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

平成31年3月22日

群馬県知事 大澤正明

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年3月22日

群馬県住宅供給公社 理事長 石井久雄

- 1 富岡市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 富岡市市営住宅設置条例（平成18年富岡市条例第164号）別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成31年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

- 1 政党の支部
法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を 単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県参議院選挙区第二支部	清水真人	富澤康二	高崎市上小埜町577-4	
	参議院議員	○		平成31年2月18日
立憲民主党群馬県参議院選挙区第1総支部	齋藤敦子	齋藤真吾	前橋市大手町3-1-10	
	参議院議員	○		平成31年2月19日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の候補者の氏名及び 公職の種類(第2号)		届出年月日
斉藤あつこ後援会	角田義一	齋藤真吾	前橋市大手町3-1-10
	齋藤敦子、参議院議員		平成31年2月7日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
明日をつくる女性の会	六本木清子	渡邊一郎	前橋市小相木町554-1
	平成31年2月21日		
今泉まさし後援会	今泉公志	樋口英哲	みどり市大間々町大間々597-15
	平成31年2月7日		
牛木義後援会	牛木義	長岡昭宏	甘楽郡甘楽町造石125
	平成31年2月22日		
川井明後援会	川井明	川井明	みどり市笠懸町久宮120-3
	平成31年2月15日		
桐生に全力投球の会	加藤貢	柴田敦	桐生市末広町3-6
	平成31年2月22日		
黒岩忠雄後援会	佐藤美好	黒岩忠史	吾妻郡嬭恋村大笹1870-3
	平成31年2月18日		
群馬の女性の活躍を考える会	加賀谷富士子	茂木羊一	伊勢崎市太田町564-1-2-2

	平成31年2月27日		
佐藤力也後援会	中村正	戸谷嘉浩	吾妻郡中之条町四万4237-35
	平成31年2月15日		
市民が一番輝く沼田!	三ツ石周二	河瀬和義	前橋市上新田町1174-1
	平成31年2月21日		
高井俊一郎後援会	山崎健	青島真一	高崎市山名町1581
	平成31年2月1日		
高草木弘子後援会	高草木弘子	高草木弘子	みどり市大間々町高津戸667-9
	平成31年2月1日		
高崎新保守政治研究会	高井俊一郎	青島真一	高崎市山名町1581
	平成31年2月22日		
高田仁志後援会	高田仁志	高田聖子	富岡市富岡1070-2
	平成31年2月27日		
竹渕ひろゆき後援会	竹渕博行	竹渕博行	吾妻郡東吾妻町岩井965-1
	平成31年2月14日		
土屋圭吾後援会	美才治康人	黒岩正市	吾妻郡嬭恋村大前132-1
	平成31年2月21日		
哲友会	新井登	新井浩	前橋市下小出町1-4-1
	平成31年2月20日		
富岡の未来を考える会	矢野英司	矢野尚子	富岡市下高尾545
	平成31年2月15日		
船橋まゆみ後援会	山岡淳一郎	船橋弘美	太田市新田上江田町441-6
	平成31年2月6日		
星河明彦後援会	星河明彦	篠原好雄	吾妻郡長野原町林915-3
	平成31年2月26日		
山田光男後援会	山田光男	山田さゆり	甘楽郡甘楽町小幡501
	平成31年2月18日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成31年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党群馬県高崎市支部	会計責任者の氏名	黛敦子	小池敦子	平成30年7月6日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
今泉健司後援会	会計責任者の氏名	倉井康頼	藤生知幸	平成31年2月19日
久保秀雄後援会	代表者の氏名	鈴木八一郎	石井竹雄	平成31年2月24日
須藤ひめよ後援会	代表者の氏名	須藤日米代	鏑木春次	平成31年1月29日
高山敏也後援会	代表者の氏名	松井幸一	金井守	平成31年2月23日
竹淵ひろゆき後援会	代表者の氏名	竹淵博行	武藤慎太郎	平成30年12月31日
	会計責任者の氏名	竹淵博行	星野英彦	平成30年12月31日
たじま忠一後援会	会計責任者の氏名	田島糸子	黒島浩	平成31年2月14日
田辺かんじ後援会	代表者の氏名	町田久	田村勝	平成31年1月27日
電機連合群馬地協政治活動委員会	代表者の氏名	関根悟	橋本修	平成31年1月20日
富岡の未来を考える会	代表者の氏名	須賀桂寿	矢野英司	平成31年2月19日
星野みのる後援会	会計責任者の氏名	佐藤幸郎	桑原守	平成31年2月21日
前橋おかまさみ後援部	主たる事務所の所在地	前橋市住吉町1-1-1	前橋市下小出町2-52-12	平成31年2月21日
三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市中豊岡町100-2	高崎市中豊岡町934-1	平成31年2月2日
森昌彦後援会	代表者の氏名	長谷川洋	久保田紀二六	平成31年

				2月1日
	会計責任者の氏名	久保田博行	川崎光義	平成31年2月1日
矢野英司後援会	主たる事務所の所在地	富岡市富岡1591-1	富岡市下高尾545	平成31年2月20日
山田庄一後援会	代表者の氏名	小林泰義	柳助信	平成31年2月26日
日本母親連盟群馬支部	主たる事務所の所在地	前橋市石倉町2-14-1	高崎市乗附町1565-87	平成31年2月24日
前橋市薬剤師連盟	代表者の氏名	佐藤岳彦	大島由喜夫	平成30年5月24日
	会計責任者の氏名	豊邊将晴	重原拓也	平成30年5月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成31年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県高崎市第十一支部	清水真人	平成31年2月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今井五郎後援会	為谷章一	平成30年12月31日
大橋修次後援会	大橋修次	平成31年2月6日
奥利根会	栞原一郎	平成30年8月7日
佐藤淳後援会	佐藤淳	平成30年12月31日
政経交友会	関根園男	平成30年12月31日
竹渕ひろゆき後援会	竹渕博行	平成30年12月31日
平方嗣世後援会	平方嗣世	平成30年12月31日
町田むねひろ後援会	羽二生悦郎	平成30年12月31日

松岡稔後援会	松岡のり子	平成31年2月4日
まみ後援会	六本木摩美	平成30年12月31日
黛憲治後援会	黛憲治	平成30年11月25日
わたなべ豊後援会	渡邊豊	平成31年2月21日

◎群馬県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成31年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
今泉公志	みどり市議会議員	今泉まさし後援会	みどり市大間々町大間々597-15	平成31年2月6日
牛木義	群馬県議会議員	牛木義後援会	甘楽郡甘楽町造石125	平成31年2月21日
高井俊一郎	群馬県議会議員	高崎新保守政治研究会	高崎市山名町1581	平成31年2月21日
高田仁志	富岡市議会議員	高田仁志後援会	富岡市富岡1070-2	平成31年2月27日
谷川留美子	高崎市議会議員	谷川留美子後援会	高崎市江木町1593-2	平成31年1月1日
星河明彦	長野原町議会議員	星河明彦後援会	吾妻郡長野原町林915-3	平成31年2月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成31年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

--	--	--	--	--

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
追川徳信	追川徳信後援会	公職の種類	群馬県議会議員	高崎市議会議員	平成31年2月28日
岡正己	前橋おかまさみ後援部	主たる事務所の所在地	前橋市住吉町1-1-1	前橋市下小出町2-52-12	平成31年2月21日
三井暢秀	三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市中豊岡町100-2	高崎市上豊岡町934-1	平成31年2月2日
矢野英司	矢野英司後援会	主たる事務所の所在地	富岡市富岡1591-1	富岡市下高尾545	平成31年2月20日

◎群馬県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成31年3月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
栞原一郎	奥利根会	平成30年8月7日
佐藤淳	佐藤淳後援会	平成30年12月31日
関根罔男	政経罔友会	平成30年12月31日
平方嗣世	平方嗣世後援会	平成30年12月31日
黛憲治	黛憲治後援会	平成30年11月15日
六本木摩美	まみ後援会	平成30年12月31日
渡邊豊	わたなべ豊後援会	平成31年2月21日

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

群馬県公安委員会委員長 宇敷正

群馬県公安委員会規則第3号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3主要地方道前橋安中富岡線の項中「群馬県前橋市石倉町五丁目12番地2から群馬県前橋市大友町二丁目23番地11まで」を「群馬県前橋市石倉町五丁目12番地2から群馬県前橋市大友町二丁目23番地11まで
群馬県前橋市大友町二丁目23番地10から群馬県前橋市大友町一丁目5番地10まで」に改め、同表主要地方道足利伊勢崎線の項中「群馬県伊勢崎市三室町5757番地から群馬県伊勢崎市下植木町11番地1まで」を「群馬県伊勢崎市三室町5757番地から群馬県伊勢崎市下植木町11番地1まで
群馬県太田市丸山町124番地1から群馬県伊勢崎市平井町1317番地4まで
群馬県伊勢崎市平井町1317番地4から群馬県伊勢崎市三室町6141番地1まで」に改め、同表主要地方道大間々世良田線の項中「群馬県太田市大原町1106番地4から群馬県太田市大原町40番地20まで」を「群馬県太田市大原町1106番地4から群馬県太田市大原町40番地20まで
群馬県太田市小角田町107番地1から群馬県太田市世良田町1361番地2まで」に改め、同表主要地方道太田大間々線の項中「群馬県みどり市笠懸町阿左美字岩宿1517番地1から群馬県みどり市大間々町大間々字北雨沼551番地4まで」を「群馬県みどり市笠懸町阿左美字岩宿1517番地1から群馬県みどり市大間々町大間々字北雨沼551番地4まで
群馬県太田市藤阿久町779番地1から群馬県太田市新田小金井町14大間々町大間々字北雨沼551番地4まで」に改め、同表県道由良深谷線の項中「群馬県太田市下田島町715番地1から群馬県太田市尾島町字下組172番地8まで」を「群馬県太田市下田島町715番地1から群馬県太田市尾島町字下組172番地8まで
群馬県太田市尾島町123番地1から群馬県太田市蔵島町181番地まで」に改め、同表県道太田大泉線の項中「群馬県太田市小舞木町142番地1から群馬県太田市東別所町274番地1まで」を「群馬県太田市小舞木町142番地1から群馬県太田市東別所町274番地1まで
群馬県太田市東本町2番地19から群馬県太田市小舞木町142番地1まで」に改め、同表県道太田桐生線の項の次に次のように加える。

県道新堀尾島線	群馬県太田市堀口町294番地1から群馬県太田市尾島町1番地1まで 群馬県太田市亀岡町123番地1から群馬県太田市堀口町294番地1まで
---------	--

別表第3市道00-142号線の項中「群馬県前橋市大渡町二丁目3番地1から群馬県前橋市大渡町二丁目3番地7まで」を「群馬県前橋市大渡町二丁目3番地1から群馬県前橋市大渡町二丁目3番地7まで
群馬県前橋市大渡町二丁目3番地1から群馬県前橋市問屋町一丁目1番地1まで」に改め、同表市道1級4号線の項の次に次のように加える。

市道1級20号線	群馬県太田市西本町58番地1から群馬県太田市飯田町211番地1まで
----------	-----------------------------------

別表第3市道吉井多胡橋運動公園線の項の次に次のように加える。

市道H844号線	群馬県高崎市栗崎町434番地1内から群馬県高崎市栗崎町4724番地まで 群馬県高崎市栗崎町434番地1内から群馬県高崎市栗崎町434番地1丙まで
市道H845号線	群馬県高崎市東中里町2633番地から群馬県高崎市栗崎町434番地まで
市道H850号線	群馬県高崎市倉賀野町4705番地から群馬県高崎市倉賀野町4724番地まで
市道H912号線	群馬県高崎市東中里町86番地2から群馬県高崎市栗崎町434番地1丙まで

市道H926号線	群馬県高崎市倉賀野町2645番地から群馬県高崎市栗崎町434番地まで
----------	------------------------------------

別表第3に次のように加える。

町道3-391号線	群馬県邑楽郡明和町大佐貫78番地1から群馬県邑楽郡明和町矢島1327番地1まで
-----------	---

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
